

1 事業概要

事業名	下関港 新港地区 廃棄物処理施設整備事業		
事業場所	下関市長州出島		
事業主体	下関市	事業方法	● 国庫補助 ○ 単独
事業期間	平成 11 年度 ~ 平成 25 年度		
総事業費	20,899 百万円		
事業目的	関門航路及び下関港の事業により発生する浚渫土砂の処分場が近傍地に無いため、海洋処分を行わなければならない、多額の処分費用が必要となるほか、海洋環境への影響も懸念される状況であった。このような中、浚渫土砂の処分費用の削減や環境保全を目指し、浚渫土砂を受け入れるための処分場を確保するため、新港地区に廃棄物埋立護岸の整備を行った。		
事業内容	護岸：1,563m 面積：約32ha 受入量：約5,177千m ³		

2 事後評価の視点

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

【費用対効果分析】

区 分	事業採択時・計画変更時・ 再評価時
評価基準年	平成20年度
事業費	21,233 百万円
工期	H11年度 ~ H23年度
費用対便益比	B/C= 2.0

【要因変化の分析】

事業完了時と再評価時の要因を比較すると、

- ①工期：2年延伸
- ②便益：土地単価が前回評価77,220円/m²から19,000円/m²に減少

このため、費用対便益比が約4割減。

(2) 事業の効果の発現状況

【事業の効果の発現状況】

埋立護岸の整備により、浚渫土砂の処分地への距離が短縮されたため、関門航路や下関港で発生した浚渫土砂の処分コストが削減されるとともに、新たに土地が創出された。

【事業の効果の発現状況に対する評価】

浚渫土砂は当初予定していた土量と同程度を受け入れ、関連事業の処分コストの削減に貢献したこと、また、新たに土地が創出されたことから、事業の効果は十分に発現していると判断できる。

(3) 事業実施による環境の変化

【変化の状況】

① 自然環境への影響

工事中は汚濁防止膜を設置し、水質汚濁防止に努めたことから、当施設の整備に伴う自然環境への影響は軽微であると考えます。

② 生活・住環境等への影響

当事業は住宅地から十分に離れた海洋において実施していることから、生活・住環境等への影響は軽微であると考えます。

(4) 社会経済情勢の変化

【変化の状況】

① 社会経済状況及び事業環境等の変化

下関港岬之町地区から当地区へコンテナターミナル機能が移転。

② 関連計画・関連事業の状況の変化

浚渫土砂処分場の確保により、当地区の泊地・岸壁整備が促進され、国際物流ターミナルが一部供用開始した。

(5) 今後の事後評価の必要性

なし

(6) 改善措置の必要性

なし

(7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

なし

下関港 新港地区 廃棄物処理施設整備事業

